

公的年金等控除額について

公的年金等にかかる雑所得は、個別に必要経費を計算するのではなく、一定の計算式に基づき控除する額が決まります。これを公的年金等控除額といいます。公的年金等の収入額から公的年金等控除額を差し引いて、公的年金等にかかる雑所得を算出します。

公的年金等控除額の算出の仕方

令和3年度以降(令和2年分以降)

(65歳未満)

収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超410万円以下	収入金額×25%+275,000円	収入金額×25%+175,000円	収入金額×25%+75,000円
410万円超770万円以下	収入金額×15%+685,000円	収入金額×15%+585,000円	収入金額×15%+485,000円
770万円超1,000万円以下	収入金額×5%+1,455,000円	収入金額×5%+1,355,000円	収入金額×5%+1,255,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

(65歳以上)

収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超410万円以下	収入金額×25%+275,000円	収入金額×25%+175,000円	収入金額×25%+75,000円
410万円超770万円以下	収入金額×15%+685,000円	収入金額×15%+585,000円	収入金額×15%+485,000円
770万円超1,000万円以下	収入金額×5%+1,455,000円	収入金額×5%+1,355,000円	収入金額×5%+1,255,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

令和2年度以前(令和元年分以前)

(65歳未満)

収入金額	公的年金等控除額
130万円以下	70万円
130万円超410万円以下	50万円+(収入金額-50万円)×25/100
410万円超770万円以下	140万円+(収入金額-410万円)×15/100
770万円超	194万円+(収入金額-770万円)×5/100

(65歳以上)

収入金額	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超410万円以下	50万円+(収入金額-50万円)×25/100
410万円超770万円以下	140万円+(収入金額-410万円)×15/100
770万円超	194万円+(収入金額-770万円)×5/100